

名 称	能美市除雪機械に係る作業用資格等受講支援事業補助金交付要綱 (抜粋)
目 的	乗用除雪機械を購入又は借上げした町会又は町内会に対して、機械を操作する上で必要な作業用資格等の受講に係る費用に対し、事業費の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定める。

(交付基準)

1. 補助は、機械を購入又は借上げした町会又は町内会に対して、機械の操作に必要な作業用資格等の受講に係る費用を毎年度、予算の範囲内において行う。
2. 作業用資格等の受講をしようとする町会又は町内会は、補助申請書を市長に提出しなければならない。
3. 補助対象は、町内の生活道路等の除雪又は除雪作業を積極的に行う町会又は町内会で小型特殊自動車免許で運転できる機械の作業用資格等の受講に要する経費であること。

要件	補助率 (%)	備 考
町会又は町内会が推薦する個人で小型特殊自動車免許(普通自動車免許)取得済者であること。	50	(補助金の上限は1人当たり3万円までとする。また同一年度における1町会等の補助対象人数は3人までとする。)

(事務担当)

この要綱に基づく補助金に関する事務は、土木部土木課 (TEL : 58-2250、場所 : 寺井分室2階) で担当する。

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-d/downloadForm/downloadFormList_detail?tempSeq=741</p>	<p>【QRコード】</p> 
--	---

※平成30年10月1日から施行